＊統計調査員の概要＊

統計調査員とは

国が行う統計調査にはさまざまなものがありますが、実際に調査対象の世帯や事業所などを訪問し、統計調査の趣旨や内容などの説明を行うとともに、調査票の配布や回収、記入された調査票の点検や整理などの仕事に従事される方を統計調査員といいます。

統計調査員は、それぞれの調査実施の都度、期間を定めて任命される**非常勤の公務員**であり、大臣または国の出先機関の長が任命するものと、都道府県知事が任命するものとがあります。いずれの場合も統計調査員は**特別職の地方公務員又は一般職の国家公務員**となります。

上田市の常任統計調査員制度

上田市では「上田市常任統計調査員設置要項」に基づき、４００人以内を定数として登録することとしており、現在は約１１０人の方が常任統計調査員として登録されています。

常任統計調査員の任期は、**任命年度の４月１日から翌々年３月３１日までの２年間**となります。

統計調査員の仕事

統計調査員の主な仕事は、調査対象（世帯・事業所・企業・商店など）を訪問して、調査票への記入を依頼したり、質問に対する答えを直接調査票に記入するなど、**調査対象者に直接接していただく最も重要な役割を担います。**

調査方法は、調査対象に面接して聞き取りによって調査員が調査票を作成するものと、調査員が調査票の配布・回収等を行い、調査票への記入は調査対象者自身が行うものと二通りあり、統計調査の多くは後者です。

近年は、居住されている市民の皆様の意識の変化や感染症予防などの観点から対面調査が困難な場面が多くあり、調査票の配布方法や回収方法、回答方法などで非接触型の調査も増えています。

各統計調査には、調査基準日があり、**調査基準日の前後約４週間**が仕事の期間となります。
（県が直接行なう調査には、数か月の期間に渡り実施する調査もあります。）

統計調査期間中だけの仕事ですので、年間を通しての仕事はありません。調査の都度、登録された常任統計調査員の中から必要となる人数の調査員を選出し、調査員として従事していただきたい旨、電話で確認させていただいたのち、文書にて依頼をいたします。統計調査を実施する際、全ての常任統計調査員が一斉に調査に携わっていただくわけではありません。

なお、原則としてお住まいの近くの調査区を担当いただくよう配慮してはおりますが、場合によっては、お住まい以外の調査区を担当していただくこともあります。

また、調査の規模が大きくおおむね１００名以上の調査員が必要となる場合は、調査に該当する地域を中心とする自治会に調査員の選出を依頼してまいります。

※　調査区は「国勢調査」の調査区をもとに範囲が決まっています。そのため、自治会の境界とは一致しません。

待遇

統計調査に携わっていただいた調査員には、労働の対価として**報酬が支払われます**。調査ごとに報酬基準が異なり、調査件数によっても金額の多少がありますが、１回の統計調査につき、おおむね２万円から５万円程度となります。調査事務終了後２か月以内を目途に、お支払いさせていただきます。

また、万一調査活動中に事故等にあった場合は、公務災害補償が適用されます。

主な統計調査

令和７年度から令和８年度の任期中、別記の統計調査が予定されています。

常任統計調査員の資格要件

・上田市内に住所があり、２０歳以上の健康な方
・調査期間中、調査活動に専念でき、最後まで責任を持って調査を遂行できる方
・秘密保持に信頼がおけるなど、統計調査員としてふさわしい方
・徴税・警察および選挙事務に直接関係のない方
・暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
・統計調査に係る県、市主催の説明会に出席できる方

市が窓口となる一般的な統計調査の流れ（調査の種類により異なります）

1　上田市の統計担当（政策企画課　統計企画担当）が、調査が実施されるごとに、登録された常任統計調査員の中から調査員を選出し、調査員として従事していただきたい旨、文書にて依頼をいたします。
2　調査基準日の２～３週間前に市が開催する説明会に出席し、必要な調査票等を受け取ります。
3　調査漏れがないよう、担当になった調査区の下調べを行ないます。調査によっては、図面作成、名簿作成等の作業があります。
4　指定日までに調査票を調査対象者に配布します。
5　調査対象者からの問い合わせに対応していただく場合があります。
6　指定日までに調査票を回収します。
7　調査票の点検、名簿などの整理を行ないます。
8　指定日に調査票等を市役所に提出します。
9　提出後、統計担当職員の問い合わせに対応していただく場合があります。

県が直接行なう統計調査の流れ

1　県からの依頼により上田市の統計担当（政策企画課　統計企画担当）が、登録された常任統計調査員の中からご都合を伺って調査員を選出し、県に推薦書を提出します。
2　県が開催する説明会に出席し、必要な調査票等を受け取ります。
（説明会は上田又は佐久合同庁舎や県庁等で行なわれます。）
3　県から説明された日程により、調査を行います。

注）県が直接行う調査は、すべて県の指導の下、調査を行います。

統計調査員の仕事の流れ

この流れは標準的なものです。 内容については調査によって異なります。

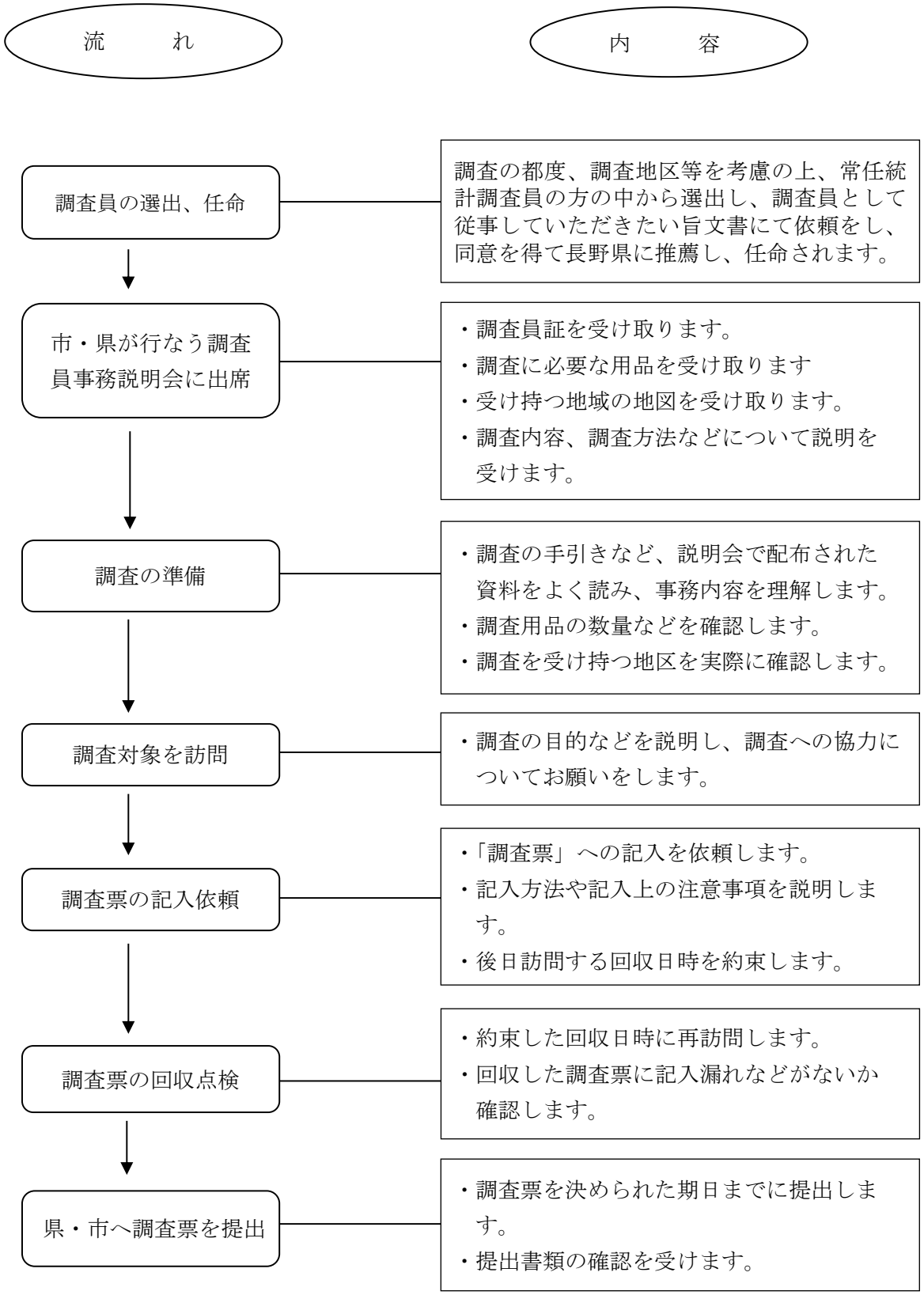

（別 記）

令和７、８年度に実施予定の統計調査（予定）

調査名	調査対象	調査基準日 （予定）	必要調査 員数 （予定）	備考
令和７年度				
○市が窓口となる調査				
国勢調査	市内の全世帯	令和7年10月1日	900人程度	説明会 上田市が実施
○県が直接行う調査				
労働力調査	市内の 特定地域の世帯から抽出	４か月間	７人程度	説明会 長野県が実施
毎月勤労統計調査	市内の 抽出された中・小事業所	不定期	６人程度	説明会 長野県が実施
その他（未定）				説明会 長野県が実施
令和８年度				
○市が窓口となる調査				
経済センサス 活動調査	市内の すべての事業所	令和8年6月1日	約90人	説明会 上田市が実施
○県が直接行う調査				
労働力調査	市内の 特定地域の世帯から抽出	４か月間	７人程度	説明会 長野県が実施
毎月勤労統計調査	市内の 抽出された中・小事業所	不定期	６人程度	説明会 長野県が実施
社会生活基本調査	市内の抽出された １０歳以上の世帯員	令和8年10月20日	５人程度	説明会 長野県が実施
その他（未定）				説明会 長野県が実施